

## 2022 年度 苦情解決報告

社会福祉法第 8 2 条の規程に従い、利用者の方々の権利を守り、よりよい法人の運営をめざして、みなさまからの苦情、要望、相談に対応できる体制を整えています。

「苦情解決責任者」及び「苦情受付担当者」「第三者委員」を設置して、みなさまからの声にお応えしています。施設に寄せられたさまざまな課題の解決に取り組み、保育の質の向上に努めていきます。

### 2022 年度 苦情解決

4月	なし	10月	なし
5月	なし	11月	
6月	なし	12月	
7月	なし	1月	
8月	なし	2月	
9月	なし	3月	